平成２１年（フ）第１５４６号
京都市東山区八坂通大和大路東入小松町11番地21　グランコート高台寺203号
債務者　佐々木百合子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６０号
京都市伏見区東町215番地の１　フォルム伏見桃山602号
債務者　古川　聖子（旧姓知野）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６６号
京都市右京区常盤下田町20番地　グランドパレスもと庄屋612号
債務者　落合　綾子（旧姓石神）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２８号
京都府八幡市男山吉井11番地29
債務者　海老口真紀
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５６号
京都市西京区山田出口町18番地　セジュールピア101号
債務者　ナカタ機械設計こと　中田　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６２号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町32番地　ビラデリンネ401号
債務者　松岡茂之こと　孫　　炳赫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７７号
京都市右京区西院清水町26番地１　ヴィレッヂ山口302号
債務者　松岡隆之こと　孫　　炳**詰**
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８１号
京都市南区上鳥羽塔ノ本30番地２　都タクシー寮208号
債務者　長澤　武彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の471
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４６号
奈良県五條市二見７丁目２番１号
債務者　柏木　弘和
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４８号
奈良県吉野郡大淀町大字西増104番地
債務者　欅　　正子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４９号
奈良県五條市新町３丁目７番７号
債務者　蠟谷　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１８７号
広島県呉市本通１丁目２番８―502号
債務者　長曽我部毅
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１９３号
広島県呉市広白岳２丁目４番45号
債務者　藤原美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１９４号
広島県呉市東中央１丁目９番21号
債務者　谷本　夕子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１９５号
広島県呉市広大新開２丁目20番37号
債務者　横山　詳子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１９７号
広島県呉市安浦町中央ハイツ31番８号
債務者　永田美由紀（旧姓秋吉）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部